共 済 組 合 公 報

長野市大字中御所字岡田 30 番地 20 第 3 9 7 号 長野県市町村職員共済組合 電話 0 2 6 (2 2 8) 5 6 0 0

- 長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について………………………… 1
- 長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について………… 3
- 平成19年度事業計画及び予算について………… 4
- 長野県市町村職員共済組合財形住宅貸付規則の一部改正について……… 4

公告第9号

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款の一部を下記のとおり変更することについては、平成19年2月28日招集の第132回組合会において議決され、平成19年3月5日付けで総務省大臣に認可申請を行ったところ、平成19年3月30日付け総行福第135号をもって認可されたので公告する。

平成19年4月26日

長野県市町村職員共済組合 理事長 林 新 一 郎

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款(昭和37年公告第2号)の一部を次のように変更する。

第36条第1項中「20,000円」を「25,000円」に改め、同条第2項中「40,000円」を「50,000円」に改める。

第36条の2第1項中「20,000円」を「25,000円」に改める。

第43条中「給付の決定」の次に「(長期給付の決定を除く。)」を加える。

本則中第9章を第10章とする。

第41条中「長期経理」の次に「、預託金管理経理」を加える。

第8章を第9章とする。

第40条の表 (一) 中
$$\frac{5.35}{1,000}$$
 を $\frac{5.15}{1,000}$ に改め、

同条の表 (二) 中
$$\frac{4.28}{1,000}$$
 を $\frac{4.12}{1,000}$ に改める。

第40条の2中「1,000分の10.7」を「1,000分の10.3」に改める。

第7章を第8章とし、第6章を第7章とし、第5章の次に次の1章を加える。

第6章 共同業務

(共同業務)

第38条の2 組合は、法第27条第4項の規定に基づき、施行令第17条の2第1 項各号に掲げる業務(以下「共同業務」という。)を行う。

所則第2項の表中
$$\frac{4.28}{1,000}$$
 を $\frac{4.12}{1,000}$ に改める。

附則第8項中「20,000円」を「25,000円」に改める。

附則第9項中「40,000円」を「50,000円」に改める。

附則第11項から第13項までを削る。

附則第14項中「平成18年度」を「平成19年度」に、「1,460円」を「1,490円」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第15項を削る。

附則第16項中「基礎年金支払事業」を「共同業務」に改め、同項を附則第12項 とする。

附則第17項中「附則第12項中「及び基礎年金支払経理」とあるのは、「、基礎年金支払経理」を「第41条中「及び物資経理」とあるのは、「、物資経理」に、「同項」を「、同条」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第18項を削り、附則第14項として次の1項を加える。

14 理事長は、財形住宅貸付事業を行う間、財形住宅貸付事業に係る事業計画及び

予算を作成し、若しくは変更し、又は決算を完結したときは、当該事業計画及び予 算又は決算の要旨を遅滞なく公告しなければならない。

附則

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 変更後の第36条第1項及び第2項並びに第36条の2第1項並びに附則第8項 及び第9項の規定は、平成19年4月1日以後の診療に係る家族療養費附加金及び 家族訪問看護療養費附加金並びに一部負担金払戻金(以下「附加金等」という。)に ついて適用し、同日前の診療に係る附加金等については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第40条、第40条の2及び附則第2項の規定は、平成19年4月分以 後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及 び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

公告第10号

長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について

長野県市町村職員共済組合運営規則の一部を下記のとおり変更することについては、平成19年2月28日招集の第132回組合会において議決されたので公告する。

平成19年4月26日

長野県市町村職員共済組合 理事長 林 新 一 郎

長野県市町村職員共済組合運営規則の一部変更について

長野県市町村職員共済組合運営規則(昭和37年公告第4号)の一部を次のように変更する。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第15条の2を削る。

附則第2項中「定款附則第16項」を「定款附則第12項」に改める。

附則

この変更は、公告の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

公告第11号

平成19年度事業計画及び予算について

長野県市町村職員共済組合の平成19年度事業計画及び予算については、平成19年2月28日招集の第132回組合会において別冊のとおり議決されたので公告する。

平成19年4月26日

長野県市町村職員共済組合 理事長 林 新 一 郎

公告第12号

長野県市町村職員共済組合財形住宅貸付規則の一部改正について

長野県市町村職員共済組合財形住宅貸付規則の一部を下記のとおり改正したので公告する。

平成19年4月26日

長野県市町村職員共済組合 理事長 林 新 一 郎

長野県市町村職員共済組合財形住宅貸付規則の一部を改正する規則 長野県市町村職員共済組合財形住宅貸付規則(昭和54年制定)の一部を次のよう に改正する。

第1条中「附則第16項」を「附則第12項」に改める。

附則

この規則は、公告の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。